



各地区のみかんの出荷者 & アグリ館サポーター

募 集

里の駅アグリ館では、昨年度、風布・小林・金尾・桜沢・折原・鉢形の各地区のみかんを買い取り、味わいもさまざまな各地区の「寄居蜜柑ジュース」を作りました。今年度も、寄居蜜柑ジュースの原料となる町内各地区のみかんを出荷いただける方を募集するとともに、アグリ館スタッフと一緒に町内の農産物を加工・製造する「アグリ館サポーター」を募集します。地元で採れた農産物を使って、“ご当地”ジュースやジャムを作ってみませんか。詳しくはお問い合わせください。



みかんの買い取り

▶ 期間
10月～令和2年2月末

▶ 買い取り金額
1kg当たり 150円(予定)

※①氏名 ②住所 ③電話番号 ④出荷重量(kg)・出荷時期をお知らせください。

アグリ館サポーター

アグリ館スタッフと一緒に加工・製造を行います。都合の良い時間に参加できます。加工・製造作業が、初めての方も、スタッフが丁寧に教えますので安心してご応募ください。

※①名前 ②住所 ③電話番号をお知らせください。

申し込み・問い合わせ

里の駅アグリ館
(折原1810-2、☎577-3743)



お知らせ info 受水槽を清潔に管理しましょう！

工場や学校など大量の水を使う施設や、断水が人命に関わるような病院等の施設には、受水槽が設置されています。このうち、有効容量が10m³を超える受水槽を設置している施設は、簡易専用水道施設として『水道法』で衛生管理が義務付けられ、10m³以下の受水槽を設置している施設や集合住宅等は小規模貯水槽水道施設として、町の条例で衛生管理の基準が定められています。受水槽を設置した皆さんは、いつもきれいな水道水が飲めるよう受水槽の適正な衛生管理をしましょう。

▶ 衛生管理基準

- ①受水槽の清掃を1年以内ごとに1回、定期的に行う。
- ②受水槽の点検等、有害物・汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を行う。
- ③水の色、濁り、臭い、味などに注意し、供給する水に異常を認めるときは、必要なものについて検査を行う。
- ④供給する水が人の健康を害する恐れがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる。

☎ 熊谷保健所(☎523・2811)

☎ 上下水道課(☎581・2121内線264)

お知らせ info イノシシ・クマにご注意ください！



町内でイノシシの目撃情報が多数報告されています。本来イノシシは臆病な動物ですが、けがをしていたり、発情期(晩秋から冬)などで興奮状態であったりすると、襲ってくる場合があります。また、県内では秩父地域を中心にツキノワグマが生息しています。過去に町でも目撃されていますので、事故を未然に防止するために、次のことに注意してください。

イノシシ・クマと出会わないために

- イノシシやクマのいそうな場所に近づかない。
- クマに自分の存在を知らせる(「クマ鈴」を付ける)。

イノシシ・クマと出会ってしまったら

- 向かい合ったまま、ゆっくりと後退し、速やかにその場を立ち去るようにしましょう。
- 大声を出すなどして刺激しないようにしましょう。
- 近くに親がいる場合があるので、イノシシの子や子熊を見かけても、近づいたり追いかけてたりしないようにしましょう。

野生動物を近づけないために

- 餌となる野菜クズや残飯などを屋外や畑に放置しないようにしましょう。
- 餌付けする行為は絶対にやめましょう。

☎ 農林課(☎581・2121内線403)



浄化槽の維持管理で きれいな水を守りましょう！

浄化槽は、微生物の働きにより家庭からの排水等を分解・浄化し、きれいな水にしてから放流するための設備です。家庭からの排水の多くは側溝や水路を通り、河川へ流れていきます。川の汚濁原因は、生活排水が7割以上を占めるといわれ、大切な水環境を守るには、生活排水を適正に処理してから放流することが大切です。浄化槽の微生物が十分に働けるよう、浄化槽の正しい使用と適正な維持管理を行い、きれいな水を守りましょう！

☎ 生活環境エコタウン課(☎581・2121内線224)

浄化槽に必要な3つの維持管理

浄化槽の使用者には法律で3つの維持管理が義務付けられています。

1 保守点検

浄化槽の点検・調整や消毒薬の補充等を行います。保守点検の回数や点検内容は、浄化槽の種類や大きさによって異なります(一般的な家庭に設置されている浄化槽の場合年3回以上)。県知事の登録を受けた保守点検業者と契約し、行ってください。

2 清掃

浄化槽内に生じた汚泥の引き出しや機器類の洗浄等を、年1回以上行います。町の許可を受けた清掃業者に依頼してください。

▶ 町許可清掃業者

○益榮商事(株)(☎581・1745)

○(株)ロビン(☎584・2644)

3 法定検査

■ 設置後の検査(『浄化槽法』第7条)

設置された浄化槽が、適正に施工され、正常に機能しているかを確認する検査です。浄化槽を使い始めて3カ月を経過した日から5カ月の間に行わなければなりません。

■ 定期検査(『浄化槽法』第11条)

維持管理が適正に行われ、浄化槽の正常な機能が発揮されているかを確認する検査です。毎年1回行わなければなりません。

※法定検査は県が指定した検査機関に依頼してください。

▶ 指定検査機関

○(一社)埼玉県浄化槽協会(☎501・5707)

※「保守点検」「清掃」「法定検査」は、それぞれ費用(手数料)がかかります。

～浄化槽 虎の巻～ 適正に使用するために

- 天ぷら油等は、そのまま流さずに古新聞等に染み込ませ、可燃ごみとして処理しましょう。
- 食べ残しは流さず、よく水気をきって可燃ごみとして処理しましょう。
- トイレには、トイレットペーパー以外のものは流さないようにしましょう。
- 便器の掃除には、なるべく塩素系洗剤を使わないようにしましょう。
- ブロワ(浄化槽に空気を送る機械)の電源は切らないでください。



浄化槽の **設置、変更、廃止** 等を行うときには、手続きが必要です！

こんなときには	必要な届出・報告	いつまでに
新しく浄化槽を設置するとき (建築確認を伴う場合は除く)	浄化槽設置届出書	工事着工予定日の10日前まで (一般的な浄化槽の場合)
新しく設置した浄化槽を使い始めたとき	浄化槽使用開始報告書	浄化槽を使い始めた日から30日以内
浄化槽を廃止したとき (下水道への接続や、浄化槽の入れ替えなど、 今までの浄化槽を使わなくなったとき)	浄化槽使用廃止届出書	浄化槽を廃止した日から30日以内
浄化槽管理者(使用者)が変更になったとき	浄化槽管理者変更報告書	変更となった日から30日以内 (新しく浄化槽管理者(使用者)になった方が届出)

※届出書・報告書の提出先は、生活環境エコタウン課です。